

最終報告書作成に向けた議論案 (20101104)

会長 森田明美

保育のあり方検討委員会一次報告後、市民意見、市の見解、委員会での議論を踏まえて、以下のような最終報告書への提案をします。

I 今後新たに展開する保育施策について

船橋市の保育のあり方について議論してきた結果、これまで予定していた保育所定員増と保育所における保育の実施では不足していることが明らかになりました。

第1に、認可保育所待機児への緊急の対応を求めます。

その対応は、認可保育所における通常保育の枠の増加のみならず、保育ママや認可外の保育所や幼稚園での対応、一時保育や緊急一時保育などの対応を総合的に検討して、多様な保育サービスが市内で展開される形で、多様な保育ニーズへ対応できる形で実現していただきたい。

対応が多様化し、供給主体が多様化するほど、市役所での支援体制は重要です。保育の質が子どもたちの育ちのためにより良いものになっていくための支援の仕組みとして、研修や指導体制を作り出してほしい。

第2に、保育所にも幼稚園にも通っていない家庭への支援、特にすでに支援が必要であるが適切な支援が渡っていない親子と、育児の疲れや不安が高まっている親子への地域子育て支援の緊急かつ適切な実施を求めます。

地域支援の仕組みについては、保育所や幼稚園、認可外の保育施設や地域子育て支援センターのみならず市内の子どもの育ちや子育て家庭を支援する児童ホーム、保健センター、家庭児童相談室などとの役割分担と協力を図りながら、地域で活動する様々なNPOや市民活動とも連携して、有効な仕組みにしていきたい。

そのために、市から提案されている行政コミュニティに最低1か所作る地域の拠点となる保育所（地域支援センター）と、地域で多様な機関が連携するために組織される協議会は重要な施設としくみであり、その実現のために人事と人の育成を十分に行い、新しい課題に挑戦していただきたい。

その実現にあたっては、実施過程で評価をしながら、本委員会での議論の方向を実現していただきたい。

II 公立保育所の民営化について

Iで述べた今後新たに展開する保育施策に対応するため、市が提案したように公立保育所を民営化して、財源と人材を確保するという方法は、財政状況が厳しい中ではやむを得ないとの判断をしました。そのために必要とされる財源と人材の確保のために、最低限の民営化を行うこと、その際には、民営化される保育所を利用する子どもや保護者に対する影響が最小限となるように、丁寧に対応してください。

船橋市保育のあり方検討委員会では、民営化について以下の事を決定しました。ただし、平成23年度予算等への反映のために時間の制約がある中、最低限の事を決めるにとどまりましたので、引き続き、有識者、保育所関係者及び保護者等と一緒に、民営化の実施方法について検討してください。

1. 公立保育所の民営化は、平成 25 年 4 月からの開始とします。
2. 地域の拠点となる保育所に（仮称）地域担当保育士を配置して家庭を支えるという新たな仕組みは、5 つの行政コミュニティごとに必要です。そのため、公私立保育所のバランスなども踏まえながら、各行政コミュニティに 1 園程度の民営化を承認します。
3. 民営化にあたっては、移管方式を採用します。
4. 民営化受託者は認可保育所の運営経験のある社会福祉法人などとします
5. 受託法人の決定に際しては、民営化保育所の保護者の代表、保育関係者による選考委員会を立ち上げ保護者と一緒に選定をします。
6. 移管条件の一つとして、職員の職種と人数の配置基準は現行と同じとします。
7. 民営化にあたっては、対象園を公表してから移管まで、合同保育期間を含めて原則 2 年間をとることが望ましいと考えます。
8. 民営化を行う際に必要な配慮事項について検討する組織は、第 1 園の実施までのみならず、実施後の評価、見直しなどが必要になると考えられますので、必要なときに設置する必要があります。
9. 民営化の移行を管理し、民営化によって保護者や子どもの権利侵害や保育の質が保障されているのかということを実施後の評価することが必要になると考えられますので、そのための組織を設置する必要があります。
10. 移管法人が決定したら速やかに、保育所保護者、法人、行政（保育所職員を含む）の三者からなる協議会を設置し、移行期が終了しおおむね 3 年間程度は開設し、保育が適切に実施されるようお互いが努力するようにしてください。
11. 移管後は、市は移管して保育の実施の役割を放棄するのではなく、保育所での権利侵害への対処や保育の質の担保のための市内全体の支援の仕組みを構築してより良い保育の実現のために努力をしてください。

*この後に議論の内容を掲載する。

以上